

○経済産業省令第九十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第十条第一項、第十二条第一項、第十二条第三項、第十五条第四項、第二十六条、第三十一条第六項、第三十五条第四項、第三十六条第一項及び第三十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

経済産業大臣 武藤 容治

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（火薬及び火工品の換算） 第一条の六 火薬及び火工品（煙火及びその原料	（火薬及び火工品の換算） 第一条の六 火薬及び火工品（煙火及びその原料

用火薬、導火線、電気導火線並びに導火管を除く。）については、次の表の数量をそれぞれ爆薬一トンに換算して第三条第一号（信号炎管及び信号火せんの場合を除く。）、第四条第一項第四号の表（い）（火薬類一時置場に存置する無煙火薬（ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬（経済産業大臣が定めるところにより破壊的爆発の危険が少ないと認めたもの）をいう。以下同じ。）を除く。）の場合を除く。）及び同条第二項第一号の表、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項

用火薬、導火線、電気導火線並びに導火管を除く。）については、次の表の数量をそれぞれ爆薬一トンに換算して第三条第一号（信号焰管及び信号火せんの場合を除く。）、第四条第一項第四号の表（い）（火薬類一時置場に存置する無煙火薬（ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬（経済産業大臣が定めるところにより破壊的爆発の危険が少ないと認めたもの）をいう。以下同じ。）を除く。）の場合を除く。）及び同条第二項第一号の表、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項

第四号、第三十一条第四号の四、第六十七条第四項第一号の表並びに第六十九条第二項の表（消費者の項を除く。）を適用する。

〔表略〕

2・3 〔略〕

4 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンポジット推進薬であつて、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンポジット推進薬」という。）及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンポジット推進薬（火工品にあつては、その

第四号、第三十一条第四号及び第五号、第六十七条第四項第一号の表並びに第六十九条第二項の表（消費者の項を除く。）を適用する。

〔表略〕

2・3 〔略〕

4 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンポジット推進薬であつて、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンポジット推進薬」という。）及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンポジット推進薬（火工品にあつては、その

原料をなす特定コンポジット推進薬）十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号の四を適用する（特定コンポジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。

（特定硝安油剤爆薬等の特例）

第一条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定

原料をなす特定コンポジット推進薬）十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号を適用する（特定コンポジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。

（特定硝安油剤爆薬等の特例）

第一条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定

「硝安油剤爆薬等」という。）及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号の四の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等（火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。

（製造業者に係る軽微な変更の工事等）

第八条 法第十条第一項ただし書の経済産業省令

「硝安油剤爆薬等」という。）及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等（火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。

（製造業者に係る軽微な変更の工事等）

第八条 法第十条第一項ただし書の経済産業省令

で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

一の二 移動式製造設備のうち、手すりその他の火薬類の製造に直接関係しない部品又は部材の取替えの工事

一の三 工室内の設備のうち、照明設備の変更の工事であつて、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

二～四 「略」

2 「略」

で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

「新設」

「新設」

二～四 「略」

2 「略」

（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事であつて、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

イ 暖房設備

ロ 照明設備

ハ 内面の建築材料

一の二 火薬庫内の設備のうち、次のいずれか

（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事

〔新設〕

に該当するものの変更の工事であつて、当該
変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火す
ることを防止するための措置を講じたもの

イ 照明設備

ロ 警鳴装置

二・三 〔略〕

2 〔略〕

(土堤)

第三十一条 土堤を設ける場合にあつては、次の
各号の規定によらなければならない。

一 三 〔略〕

四 土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配

二・三 〔略〕

2 〔略〕

(土堤)

第三十一条 土堤を設ける場合にあつては、次の
各号の規定によらなければならない。

一 三 〔略〕

四 土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配

とすること。ただし、土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置を講ずる場合にあつては、その内面を九十度より急でない勾配とすることができる。

四の二・四の三 「略」

四の四 第四号ただし書の土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置として、その内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあつては、当該補強部分の高さは土堤の高さの二分の一以下とし、かつ、前号の規定にかかわらず、土堤の頂部の厚さは一メートルに鉄筋コンクリートの厚さを加えた厚さ以上とするこ

とすること。ただし、最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあつては、当該部分については、七十五度より急でない勾配とすることができる。

四の二・四の三 「略」

「新設」

と（最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を七十五度より急でない勾配とする場合を除く。）。

五 土堤は、火薬類の爆発の際、火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用すること。

六 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とすること。

〔新設〕

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合にあつては、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料について

七| 火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類
一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用
するときは、その土堤に通路を設けないこ
と。この場合において、第四号ただし書の規
定は、適用しない。

八|
「略」

（簡易土堤）

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあって
は、前条第一号から第三号まで及び第七号の規
定のほか、次の各号の規定によらなければなら
ない。

は、この限りでない。

六| 火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類
一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用
するときは、その土堤に通路を設けないこ
と。

七|
「略」

（簡易土堤）

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあって
は、前条第一号から第三号まで及び第六号の規
定のほか、次の各号の規定によらなければなら
ない。

一〇三 「略」

(火薬類取扱所)

第五十二条 「略」

2・3 「略」

4 第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であつて、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第四号から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定

一〇三 「略」

(火薬類取扱所)

第五十二条 「略」

2・3 「略」

4 第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であつて、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第三号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までの

によるほか、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 「略」

（安定度試験を実施すべき火薬類の期間）

第五十七条 法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、硝酸エステル又はこれを含む火薬若しくは爆薬にあつては、製造後一年とする。

「削る」

「削る」

規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 「略」

（安定度試験を実施すべき火薬類の期間）

第五十七条 法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、左の各号に掲げるものとする。

一 硝酸エステルおよびこれを含む火薬または爆薬にあつては、製造後一年

二 硝酸エステルを含む爆薬にあつては、製造後三年

2 前項の火薬又は爆薬であつて、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を経過したものとみなす。

(安定度試験)

第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条及び第六十条に定める遊離酸試験及び耐熱試験とし、その実施区分は次表による。

火薬類の種類	実施区分	
硝酸エステル	製造後一年以	年に一回遊離酸
又はこれを含む上を経過した	試験又は耐熱試験	

2 前項第一号の火薬または爆薬で、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を、同項第二号の爆薬で製造年月日の不明なものは製造後三年以上を経過したものとみなす。

(安定度試験)

第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条から第六十一条までに定める遊離酸試験、耐熱試験および加熱試験とし、その実施区分は左表による。

火薬類の種類	実施区分	
硝酸エステル	製造後一年以	年に一回遊離酸
およびこれを含む上を経過した	試験または耐熱試験	

有する火薬若しくは爆薬		
もの	製造後二年以上を経過したもの	製造年月日不明のもの
試験を行うこと。	製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。

含有する火薬または爆薬		
もの	製造後二年以上を経過したもの	製造年月日不明のもの
試験を行うこと。	製造年月日から二年を経過した月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から三箇月ごとに一回耐熱試験を行うこと。

[削る]	[削る]	
	[削る]	[削る]
	[削る]	[削る]

硝酸エステルを含有しない爆薬 において四時間以内に青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するものについては、加熱試験を行うこと。	硝酸エステル を含有しない 爆薬	
	製造年月日不明のもの	製造後三年以上を経過したもの
	入手後直ちに遊離酸試験を行い、当該試験日後、年一回遊離酸試験を行うこと。	年一回遊離酸試験を行うこと。

「削る」

2

前項の試験は、製造所及び製造年月日を同じくする同種類の火薬又は爆薬で、製造後二年を経過しないものにあつては二十五箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、製造後二年以上を経過したものにあつては十箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、その他のものにあつては一箱ごとに行うものとする。

2

火薬類を輸入した者は、前表によるほか輸入直後において硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬については遊離酸試験および耐熱試験、硝酸エステルを含有しない爆薬については遊離酸試験および加熱試験を行わなければならない。

3

前二項の試験は、製造所および製造年月日を同じくする同種類の火薬または爆薬で、製造後二年を経過しないものにあつては二十五箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、製造後二年以上を経過したものにあつては十箱（端数は切上げとする。）について一箱以上、その他のものにあつては一箱ごとに行うものとする。

る。

3|

硝酸エステルを含有する火薬又は爆薬（硝酸アンモニウムを含有するものを除く。）において、製造の際遊離酸試験用の青色リトマス試験紙を各容器に薬粒又は薬包とともに入れ、三箇月ごとにこれを交換する場合にあつては、当該試験紙が全面にわたり赤に変色したときは製造後二年以上を経過したものとみなして第一項の規定を適用し、当該試験紙が全面にわたり赤に変色しない限りは、同項の規定を適用しないことができる。

（遊離酸試験）

4|

硝酸エステルを含有する火薬または爆薬（硝酸アンモニウムを含有するものを除く。）において、製造の際遊離酸試験用の青色リトマス試験紙を各容器に薬粒または薬包とともに入れ、三箇月ごとにこれを交換する場合にあつては、当該試験紙が全面にわたり赤変したときは製造後二年以上を経過したものとみなして第一項の規定を適用し、当該試験紙が全面にわたり赤変しない限りは、同項の規定を適用しないことができる。

（遊離酸試験）

第五十九条 遊離酸試験の方法は、日本産業規格 K 四八一〇に規定する試験方法によらなければならない。

「削る」

「削る」

（耐熱試験）

第六十条 耐熱試験の方法は、日本産業規格 K 四

第五十九条 遊離酸試験の方法は、左の各号の規定によらなければならない。

一 火薬類の包装紙を解き、遊離酸試験器にその容積の五分の三まで試料を入れ、青色リトマス試験紙を試料の上方につるして密栓をすること。

二 密栓をした後、青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するまでの時間を遊離酸試験時間とし、これを測定すること。

（耐熱試験）

第六十条 耐熱試験の方法は、左の各号の規定に

八一〇に規定する試験方法によらなければならない。
ない。

「削る」

「削る」

「削る」

よらなければならない。

一 試験管に入れる試料は、左の各号に掲げる
ものとする。

イ 硅藻土質ダイナマイトにあつては、ニト
ログリセリンまたはニトログリコールを抽
出し、三グラムから三・五グラムまでのも
の

ロ 膠質ダイナマイトにあつては、三・五グ
ラムをとり、硝子板の上で米粒大に細かく
切り、乳鉢に入れ精製滑石粉七グラムを加
え、木製乳棒で静かに軽く完全にすり混ぜ
たもの

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

ハ 前二号以外のダイナマイトにあつては、

乾燥したものについてはそのままのものを

、吸湿しているものについては摂氏四十五

度で約五時間乾燥したものを三・五グラム

ニ 硝酸エステルを含有する火薬にあつては

、粒状のものについてはそのままのものを

、その他のものについては細片状にしたも

のを試験管の高さの三分の一に応ずる量

ホ 綿薬その他の爆薬にあつては、乾燥した

ものについてはそのままのものを、吸湿し

ているものについては常温で真空乾燥器等

により充分乾燥したものを試験管の高さの

三分の一に応ずる量

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

二 試験管に試料を入れ、沃度カリでん粉紙の上部を硝子棒により蒸りゆう水およびグリセリンの等分混合液でしめし、これをつりかぎにつるし、木栓またはゴム栓で試験管口をおおい、沃度カリでん粉紙の下端を試料のやや上方にあるようにすること。

三 湯煎器を摂氏六十五度の温度に保ち、試験管を寒暖計と同じ深さにさし入れ、その時から沃度カリでん粉紙の乾湿境界部が標準色紙と同一濃度の色に変色するまでの時間を耐熱試験時間とし、これを測定すること。

（加熱試験）

第六十一条 削除

「削る」

「削る」

（安定度試験の合格基準）

第六十二条 法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 遊離酸試験において、日本産業規格K四八

第六十一条 加熱試験の方法は、左の各号の規定

によらなければならない。

- 一 吸湿した試料は、常温で真空乾燥器等を用いて乾燥すること。

- 二 秤量瓶に乾燥した試料約十グラムを入れ、摂氏七十五度に保った試験器内に四十八時間静置し、減耗量を測定すること。

（安定度試験の合格基準）

第六十二条 法第三十七条の規定による安定度試験の結果適合する基準は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 遊離酸試験時間が硝酸エステルおよびこれ

一〇に規定する遊離酸試験時間が硝酸エステル又はこれを含有する火薬にあつては六時間以上、硝酸エステルを含有する爆薬にあつては四時間以上であるもの

二 耐熱試験において、日本産業規格K四八一〇に規定するアーベル試験の耐熱試験時間が八分以上であるもの又は検知管試験の耐熱試験時間八分間の一酸化窒素濃度が百十体積百万分率未満であるもの

〔削る〕

〔削る〕

を含有する火薬にあつては六時間以上、硝酸エステルを含有する爆薬にあつては四時間以上であるもの

二 耐熱試験時間が八分以上であるもの

三 加熱試験の減耗量が百分の一以下であるものの

（試験器等の指定）

第六十三条 削除

(受験の手續)

第七十八条 「略」

2 経済産業大臣及び指定試験機関は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により経済産業大臣の行う試験（指定試験機関にあつては、法第三十一条の三第一項の規定に基づき指定試験機関の行う試験）

第六十三条 第五十八条から第六十一条までに規

定する遊離酸試験器、耐熱試験器、加熱試験器、青色リトマス試験紙、沃度カリでん粉紙、精製滑石粉および標準色紙は、経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。

(受験の手續)

第七十八条 「略」

2 経済産業大臣及び指定試験機関は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により経済産業大臣の行う試験（指定試験機関にあつては、法第三十一条の三第一項の規定に基づき指定試験機関の行う

を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

3 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の十一第一項又は第三十条の十五第一項の規定により都道府県知事の行う試験を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

試験）を受けようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

3 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の七第五項又は第三十条の八第一項の規定により都道府県知事の行う試験を受けようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 15 「略」	1 15 「略」
16 土堤の基準	
一 四の三 「略」	一 四の三 「略」
「	
四の四 第三十一	四の四 鉄筋コンクリ
条第四号の四の	ートで補強する土堤
鉄筋コンクリー	の補強部分の高さを
トで補強する土	、巻尺その他の測定
堤	器具を用いた測定に
	より検査する。ただ

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 15 「略」	1 15 「略」
16 土堤の基準	
一 四の三 「略」	一 四の三 「略」
「	
「新設」	「新設」

五
第三十一条第
五号の土堤の材
料

し、当該測定におい
て、既定の高さを満
たしていることが目
視等又は図面により
容易に判定できる場
合に限り、目視等又
は図面による検査に
替えることができ
る。

五 土堤について、火
薬類の爆発の際火炎
や飛散物が外部へ放
出されることを防止

〔新設〕

〔新設〕

六| 第三十一条第

六号の堤脚を土
留とする土堤

六| 堤脚を土留とする

し、かつ、軽量の飛
散物となるような材
料を使用しているこ
とを目視等又は図面
により検査する。

土堤の土留の高さを
、巻尺その他の測定
器具を用いた測定に
より検査する。ただ
し、当該測定におい
て、既定の高さを満
たしていることが目

五| 第三十一条第

五号の堤脚を土
留とする土堤

五| 堤脚を土留とする

土堤の内面の材料を
記録により検査し、
及び土留の高さを、
巻尺その他の測定器
具を用いた測定によ
り検査する。ただし
、当該測定において

八 第三十一条第 八号の土堤の堤	七 第三十一条第 七号の土堤を兼 用するときの通 路	
八 土堤の崩壊を防止 するための措置の状	七 土堤を兼用すると きの通路の有無を目 視等により検査す る。	視等又は図面により 容易に判定できる場 合に限り、目視等又 は図面による検査に 替えることができ る。
七 第三十一条第 七号の土堤の堤	六 第三十一条第 六号の土堤を兼 用するときの通 路	
七 土堤の崩壊を防止 するための措置の状	六 土堤を兼用すると きの通路の有無を目 視等により検査す る。	、既定の高さを満た していることが目視 等又は図面により容 易に判定できる場合 に限り、目視等又は 図面による検査に替 えることができる。

面 17 簡易土堤の基準 一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる検査項目 二 四 [略] 18 [略]	況を、目視等により検査する。 一 前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二 四 [略] 18 [略]
面 17 簡易土堤の基準 一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目 二 四 [略] 18 [略]	況を、目視等により検査する。 一 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二 四 [略] 18 [略]

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 15 「略」	1 15 「略」
16 土堤の基準	
一 四の三 「略」	一 四の三 「略」
「	
四の四 第三十一	四の四 鉄筋コンクリ
条第四号の四の	ートで補強する土堤
鉄筋コンクリー	の補強部分の高さを
トで補強する土	、巻尺その他の測定
堤	器具を用いた測定に
	より検査する。ただ
	し、当該測定におい

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 15 「略」	1 15 「略」
16 土堤の基準	
一 四の三 「略」	一 四の三 「略」
「	
「新設」	「新設」

五
第三十一条第
五号の土堤の材
料

て、既定の高さを満
たしていることが目
視等又は図面により
容易に判定できる場
合に限り、目視等又
は図面による検査に
替えることができ
る。

五 土堤について、火
薬類の爆発の際火炎
や飛散物が外部へ放
出されることを防止
し、かつ、軽量の飛

〔新設〕

〔新設〕

六| 第三十一条第

六号の堤脚を土

留とする土堤

六| 堤脚を土留とする

散物となるような材
料を使用しているこ
とを目視等又は図面
により検査する。

土堤の維持管理状況
を、目視等により検
査し、及び土留の高
さを、巻尺その他の
測定器具を用いた測
定により検査する。
ただし、当該測定に
おいて、既定の高さ

五| 第三十一条第

五号の堤脚を土

留とする土堤

五| 堤脚を土留とする

土堤の維持管理状況
を、目視等により検
査し、及び土留の高
さを、巻尺その他の
測定器具を用いた測
定により検査する。
ただし、当該測定に
おいて、既定の高さ

八 第三十一条第 八号の土堤の堤	七 第三十一条第 七号の土堤を兼 用するときの通 路	
八 土堤の崩壊を防止 するための措置の維	七 土堤を兼用すると きの通路の維持管理 状況を、目視等によ り検査する。	を満たしていること が目視等又は図面に より容易に判定でき る場合に限り、目視 等又は図面による検 査に替えることがで きる。
七 第三十一条第 七号の土堤の堤	六 第三十一条第 六号の土堤を兼 用するときの通 路	
七 土堤の崩壊を防止 するための措置の維	六 土堤を兼用すると きの通路の維持管理 状況を、目視等によ り検査する。	を満たしていること が目視等又は図面に より容易に判定でき る場合に限り、目視 等又は図面による検 査に替えることがで きる。

面 17 簡易土堤の基準 一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる検査項目 二〃四 [略] 18 [略]	持管理状況を、目視等により検査する。 一 前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二〃四 [略] 18 [略]
面 17 簡易土堤の基準 一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目 二〃四 [略] 18 [略]	持管理状況を、目視等により検査する。 一 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二〃四 [略] 18 [略]

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。